

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書  
兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書

税務署受付印

※整理番号

平成 × 年 9 月 10 日提出  京橋 税務署長殿	(フリガナ)	サンエイキコウ
	名称	三栄機工株式会社
	所在地	〒×××-×××× 東京都中央区八丁堀×-× 電話 03 - 8552 - ××××
	(フリガナ)	コウノ ××
	代表者氏名	甲野 ××

代表者印

所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。  
また、この申請が認められた場合は、租税特別措置法第 41 条の 6 第 1 項の規定による源泉所得税の納期限の特例についても併せて適用を受けたいのでこの旨届出します。

申請の日前 6 か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 (外書は、臨時雇用者に係るもの)	月区分	支給人員	支給額
	× 年 3 月	外 17 人	外 33,000 3,750,000 円
	× 年 4 月	外 26 人	外 72,000 3,530,000 円
	× 年 5 月	外 35 人	外 96,000 3,820,000 円
	× 年 6 月	外 18 人	外 38,000 3,930,000 円
	× 年 7 月	外 17 人	外 37,000 5,640,000 円
	× 年 8 月	外 17 人	外 39,000 3,740,000 円

- 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細
- 申請の日前 1 年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日

税理士署名押印

印

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿	通信日付印	年 月 日	確認印
-------------	----	---------	----------	----	----	-------	-------	-----